

農山漁村生活体験受入安全管理基準

ながとふるさと体験受入協議会

① 事故防止の方策

事故を起こさないよう、山口県が定める「農山漁村生活体験ホームステイ実施要綱」とともに、以下の点を遵守します。

<食 事>

食事を提供する際には、次の事項に留意するなど、安全に十分に配慮します。

○加熱調理の徹底

提供する食事は十分に加熱調理したものを中心とし、刺身などの生ものの提供にあたっては食材の品質管理に十分注意します。

○食材の適切な管理

使用する食材の管理については冷蔵、冷凍に充分注意し、日数が経って質が劣化しているものは使用しないようにします。

○消毒や調理前の手洗いの励行

調理の前には必ず石けんを用いた手洗いを徹底します。児童がともに調理場に立って調理を行う場合にも、児童に手洗いを徹底させるようにします。
また、使用する食器も定期的に消毒するなど衛生管理に留意します。

○関係者に対する衛生講習会の実施

定期的な講習会の開催などにより、食中毒を出さないための注意点等を関係者間に周知徹底させることとします。

<滞在中全般>

○事前説明の徹底

受け入れ時に、事故を防ぐための注意点を児童にきちんと説明し、理解してもらうようにします。特に、地震や火事などの非常時に安全に屋外に脱出できるように、入居時に避難経路を確認するようにします。

○火の始末の徹底

火事を防ぐ対策として、寝る前にはストーブなどの火の始末を確実に行うようにします。

○施錠の徹底

過度に防犯に留意する必要がないことから、家の玄関を施錠しない習慣も残っている地区もありますが、児童を受け入れるに当たっては、万が一の不審者の侵入等に備えて、できるだけ施錠を心がけます。

○建物・設備の保守

建物や設備が老朽化していると、利用時にそれらが破損、故障する事によって思わぬ怪我や事故に繋がる恐れがあることから、日頃から使用する建物や設備の状態をよく把握し、不具合が見つかったら直ちに修繕・修理することを心がけます。

○児童に対する目配りの徹底

親や教室での授業から離れて、農山漁村で過ごす時間は、児童達にとって開放的な気分で、友達や受入家庭と交流できる貴重なひとときとなり、一方で高揚感や気のゆるみからくる事故などにも気をつける必要があります。

このため、特に夜間においては、児童の自由行動に気をつけて、目の届く範囲内で行動するように注意し、また、夕食後には団らんや語りの時間を設けるなど、コミュニケーションを図る時間をつくるよう心がけます。

また、児童とはいえ、多感な時期を迎えつつあることも考慮し、受け入れ先においては必要に応じて同性同士での相談が可能となるよう留意します。

○緊急時の連絡体制の確立

通常、引率の先生は児童とは別の宿泊施設（実施本部）に泊まることが多くなるため、緊急時には本部と児童が滞在する各農林漁家の間ですぐに連絡が取れるよう、携帯電話等を活用して連絡網を構築します。

また、警察や消防、医療機関にも受け入れの日時と人数などを事前に知らせておき、いざというときにすぐに担当者に連絡が取れるようにします。

○安全講習会の開催

受け入れのシーズンが始まる前や終わった後には、安全講習会を開き、また、初めて受け入れを行う受け入れ先には、事前の安全講習会は必ず出席してもらうようにします。また、受け入れ実績のある家庭についても、常に緊張感を持っていただくために、講習会へ参加してもらうようにします。

○寝具等の衛生管理

布団やまくら等についてはカバーを掛け、受け入れが終わるごとに洗濯を行い、また、定期的に日に当てるなど衛生管理に努めます。

○長期受け入れに当たっての留意点

子ども達は長期滞在をすることから、初日は緊張していても、2日目以降は慣れてきて、その分、気のゆるみから事故が起こりやすくなるので、特に滞在期間の中盤から後半にかけて、子どもに注意喚起をするなどして、一定の緊張感を保つように心がけます。

<体験プログラム実施時>

体験プログラム実施時における主なリスクとしては、次のようなものが考えられます。

【自然環境の危険】

- ・ 気象：気温変動、大雨、河川の増水、強風、落雷など
- ・ 地形：山崩れ、落石、危険な急斜面など
- ・ 動植物：ハチ、毒ヘビ、ケムシ、ウルシなど
- ・ 水：水深、急流、潮流など

【身体的な危険】

- ・ 病気：伝染性病原体や寄生性病原体による疾病、食中毒、その他の疾病
- ・ 怪我：滑る、転ぶ、ぶつかる、落ちるなど

【人為的な危険】

- ・ 人間関係：児童どうしの喧嘩など
- ・ 対物：刃物や火、道具の使い方のミス、交通事故
- ・ 主催者：指導者の過失、無理な計画、技術不足の指導者による事故

上記のようなリスクに対して、次のような対応策を講じます。

○安全管理のための装備を整える

体験プログラム実施中に児童がケガをして動けなくなった場合、現場の指導者だけでは対応が難しい場合もあり、別のスタッフが応援に向かう、最寄りの指導者が支援する、救急車を呼ぶ、といったことが必要になります。

こうした緊急事態に迅速に対応するために、携帯電話等によりお互いの連絡網を確立するとともに、児童の具合が悪くなった時のために最低限の装備を準備します。

※装備リスト

- ・ 救急セット（三角巾、消毒薬、包帯、脱脂綿、トゲ抜きなど）
- ・ 内服薬各種（下痢止め、鎮痛薬、抗アレルギー剤など）
- ・ 携帯電話などの連絡手段

○プログラムの実施条件や安全管理の方針の明確化

悪天候や急激なフィールドの状態変化等によって、プログラムの実施が難しくなる場合は、指導者が実施本部に連絡の上、判断を仰ぐこととします。

また、実施が危ぶまれる状況において、実施するか否かは、本部が実施日の朝のうちに判断するとともに、中止に備えて代替プログラムを用意します。

○指導者の事故対応訓練

プログラム実施中に、児童が急病や転倒などで捻挫や骨折を起こし歩行困難になった場合は、指導者が実施本部に連絡の上、搬送についての判断を仰ぐこととします。また、万が一の事故に備えて、指導者は事前に必要な訓練をおこなうよう努めます。

○無理のない参加人数と十分な指導者数の設定

プログラムを実施する際は、伝えたいテーマが伝わらない、また、指導者の目が行き届かなくなり安全上の問題が生じることを防ぐよう、無理のない参加人数を設定することとし、指導者1人につき7～10人の参加人数となるよう指導者の確保に努めます。

○参加する児童のレベルに合わせた安全なプログラムづくり

体力に自信のない児童が含まれる場合等には、その児童を基準にして安全なプログラムとするため、受け入れが決まった段階で児童の情報を得るようにします。

また、安全なプログラムとするため、あらかじめフィールドの下見を行い、落石、崩落、増水など、特筆すべき危険な場所がないかどうかチェックします。

○必要な体力・装備についての児童（学校）への事前説明と安全講習

プログラムによっては一定の体力や装備（靴、服装など）が必要なこともあるので、学校側と事前に打ち合わせを行います。

また、必要に応じて、スケジュールの中にプログラムとして安全講習を組み込むなど、児童自身の被害防止能力の向上にも努めます。

② 保険への加入

「① 事故防止の方策」を踏まえ、滞在中または体験プログラム実施中の安全確保のために様々な対策を取りますが、予測できない事故や怪我に対する補償の備えとして保険に加入します。

○受け入れ側が被保険者となる保険への加入

- ・農林漁家民宿や一般の農林漁家において、宿泊体験活動中に施設内で起きた事故により、滞在者が被る損害賠償を補償する保険に加入します。
- ・一般の農林漁家において、飲食物を提供しますので、「生産物事故」についても保険適用の対象となるようにします。
- ・屋外での農林漁業体験等により想定される事故・災害を補償する保険にも加入します。

○学校側（児童）が被保険者となる保険への加入促進

- ・児童自身が偶然の事故で怪我をした場合や、加害者として他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任保険を迫る場合に支払われる保険についても、学校側に加入するよう勧めます。

③ 事故発生時の処置

十分な事故防止策を講じるとともに、非常時を想定した訓練や確認を日ごろから心がけるようにします。

○迅速・的確な処置

- ・事故が発生した場合、被害者に対する措置を最優先し、程度に応じて人命救助、健康保全のため必要・適切な処置をとるようにします。
- ・医療処置が必要な場合は、医療機関に場所や状況を伝え、応急処置の指示を仰ぎます。また、状況によっては、消防署、警察署、保健所等へ報告するとともに被害者の家族に知らせるようにします。
- ・子どもによっては具合が悪くても受け入れ先の家族に相談しづらくて黙っているケースも考えられることから、子どもの様子には常に気を配り、こまめに声かけを行うようにします。また、症状が軽度と思われても安易に判断せず、実施本部と相談するなど、組織だって対応できる体制を整備します。

○緊急の連絡体制

- ・事故が発生した際、現場の担当者は、直ちに受入責任者に連絡し、「いつ、どこで、誰が、どうした」という事故状況を的確に報告するとともに、関係機関等への速やかな連絡も含めて、事故状況に応じた対処の手配・協力体制を整備します。